

5 教育課程について

1 特別支援学級の教育課程

特別支援学級は、学校教育法第81条に基づき特別に編制された学級です。特別支援学級の教育課程を編成する場合のよりどころは、特別支援学級が小学校又は中学校の中に設置された学級であることから、原則として小学校・中学校学習指導要領になります。しかしながら、特別支援学級は、障害があるため通常の学級における教育では十分な効果を上げることが困難な児童生徒のために、特別に編制された学級です。そのため、対象となる児童生徒の障害の状態、程度、特性等によっては、通常の学級の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があります。「特別支援学校学習指導要領」を参考に、それぞれの学級に在籍する児童生徒の障害の状態や特性に応じて、特別の教育課程によることができる（学校教育法施行規則第138条）と規定されています。

教育課程とは??

学校において編成する教育課程とは、「学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である」

※学習指導要領解説・総則編より



『特別の教育課程』とは

【各教科の内容】

下学年の内容に替えたり、知的障害特別支援学校の内容に替えたりすることができます。

【時数の取扱い】

各教科の時数や1単位時間など弾力的な取扱いができます。

【自立活動の指導】

学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」を取り入れることができます。

【領域・教科を合わせた指導】※詳細は「指導内容、指導の形態について」の欄を参照

知的障害あるいは重複障害の児童生徒を教育する場合には、必要に応じ、「日常生活の指導」「生活単元学習」等の各教科、道徳、特別活動及び自立活動を合わせた指導をしたり、教科の一部又は全部を合わせて指導したりすることができます。

【教科用図書】

児童生徒の実態によって特別な教科用図書を使用できます。※「教科書について」参照

2 教育課程編成の手順

(1) 事前の調査・収集

- ①教育関係法規，学習指導要領，教育委員会の方針や学校教育目標の確認をします。
- ②一人一人の障害の状態や程度，特性を把握するための検査や調査，資料の収集と分析をします。
- ③児童生徒の思い，保護者の願いを確認（保護者との連携）します。また，養護教諭，交流学級の担任等からの情報を集め，担任だけの主観的な実態把握ではなく，より客観的なものとなるようにします。
- ④指導目標の設定，手立ての設定をします。

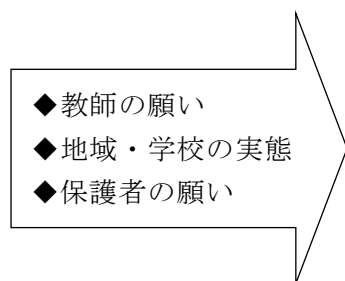
(2) 児童生徒の実態把握

- ①障害の状態（医学的診断の結果，行動の特性，健康の状態等）
- ②発達や経験の程度（生育歴，発達の程度や特性，発達検査指導記録等）

③興味・関心（学習の状況，学習や遊び等への興味・関心）

④生活や学習環境（家庭・地域での生活の様子）

※ 児童生徒の実態把握は一時点で十分に把握することは困難であり，また，現在の実態を固定的に捉えないようにする必要があります。日常生活，指導の中でこれまでに気付かなかった児童生徒の新しい側面を発見しようとする姿勢が，よりの確な実態把握につながります。



（３）教育目標の設定

①学校の教育目標に沿って設定します。

②実態に即し，特に生活年齢を考慮し，強調する点や留意する点を明らかにします。

③保護者の意向や教師の指導観を反映させます。

（４）指導内容の決定

①児童生徒一人一人の教育目標を達成するためには，どのような内容が必要か明らかにします。

ア 学年相当の学習が可能だと予想される教科と困難だと予想される教科は？

イ 交流及び共同学習で学習可能だと予想される教科は？

ウ 下学年の教科内容での学習が望ましいとされるものは？

エ 各教科等を合わせて指導を行う（知的障害重複）方がよいか？

オ 着替え，食事，排せつ等，身辺処理状況はどうか？

②各教科の指導内容を考えます。

各教科の指導内容については，小学校・中学校学習指導要領及び各教科の解説，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び解説で示されています。

（５）授業時数の配当

①総授業時数や各教科等の授業時数については，小学校又は中学校に準ずることになります。

②学校教育法施行規則第 5 1 条別表第 1 及び第 7 3 条別表第 2 に示されている各教科等の授業時数を踏まえ，地域や学校及び児童生徒の実態を考慮して負担過重にならないように各教科等の授業時数を配当します。

（６）時間割の作成

時間割の作成については，P18 の「7 時間割の作成について」を参照

交流及び共同学習は，特別支援学級の児童生徒と他の学級や学校の児童生徒が理解し合うための絶好の機会であり，同じ社会に生きる人間として，互いを正しく理解し，共に助け合い，支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられます。通常学級の授業に多く参加させるということと，交流及び共同学習を積極的に実施するということが，同じ意味ではありません。特別支援学級に在籍していることの意義が失われることのないように，適切にその方法や時間を定め，実施することが大切です。